

発議第1号

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例について

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例を高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和4年3月1日提出

提出者 高山市議会議員 岩 垣 和 彦

賛成者 高山市議会議員 水 門 義 昭
車 戸 明 良
榎 隆 司
石 原 正 裕

提案理由

委員会の開催方法の特例を定めるため改正しようとする。

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例

高山市議会委員会条例（昭和42年高山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(招集) 第13条 (略)</p>	<p>(招集) 第13条 (略)</p> <p><u>(委員会の開催方法の特例)</u></p> <p><u>第13条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の予防措置のため委員が委員会の開催場所に参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を用いて委員会を開くことができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項本文の場合において、オンラインによる方法を用いて出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、次条、第15条第1項及び第28条第1項の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法を用いた委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。